

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月
② 平成8年3月

私は、平成7年5月から8年11月の大部分の期間、外国に留学しており、その間、私の国民年金保険料が未納であったために、帰国後、私の母親が保険料を遡って納付してくれた。

母親が管理していた私の父親名義の銀行預金通帳には、同じ日に申立期間①及び②を含む国民年金保険料に相当する金額が引き出され、納付済みになっている期間があるにもかかわらず申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間は、1か月と短期間であり、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の父親は、申立人の保険料を納付していたその妻について、「妻は、大変^き帳面な性格であり、当時、申立人である娘の国民年金保険料の納付についてとても気にして、遡って納付していた記憶がある。そこまで気にすることはないのでと言った記憶もある。そのような妻のことだから、保険料を納付するために銀行から引き出したお金を国民年金保険料以外に使うとは考えられない。引き出して保険料を納付した残りのお金はそのまま保管し、翌月には、保険料を納付するために使用したはずである。」と証言している。

また、オンライン記録では、平成7年5月から8年3月までの国民年金保険料が納付済みとされている期間は全て過年度納付されていることが確認でき、申立人及びその父親の主張と一致している上、父親名義の銀行預

金通帳には、10年2月27日に4か月分の保険料に相当する金額が引き出され、引き出された時点で過年度納付が可能である8年1月及び同年2月の保険料は納付済みとなっている。

2 一方、申立期間①について、前述のとおり、申立人の父親名義の銀行預金通帳から、平成10年2月27日に4か月分の国民年金保険料に相当する金額が引き出されていることが確認できるが、その時点では申立期間①の保険料は時効により納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親から直接事情を聴取することができないため、申立期間①当時の保険料の納付状況は不明である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月及び同年11月

私の国民年金の加入手続は、私の父親が町役場で行った。その当時、私は、会社員として勤務していたが、父親が、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

私はそのときの領収証書を所持しており、確かに昭和47年12月21日の領収印が押してある。「ねんきん特別便」で、申立期間が未納とされていたので、領収証書を見せ、納付済みである旨を申し出たが、日本年金機構の説明では、「時効で納付できない時期に納付していたので、既に還付処理されている。」ということであった。確かに厚生年金保険被保険者のときの国民年金保険料は還付されたが、当時どのような処理が行われたのか通知ももらっていない。

また、何度か転居しているが住所変更手続した際にも、その都度納付済みであることを確認しており、未納があるとされた^{おぼ}えは無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和47年12月頃と推認され、その時点で申立期間を含む45年9月以前の保険料は時効により納付することはできないが、申立人は47年12月21日付けの領収印が押してある領収証書を所持しており、当該領収証書の納付対象期間は申立人が20歳になった44年*月から47年12月までの期間となっている上、納付金額は当

時の保険料額で計算されているなど、当時の事務処理が適切に行われていなかったものと認められる。

また、上記の国民年金保険料を領収した後においても、申立人が上記納付を行った時点では特例納付実施時期が経過しているにもかかわらず、特例納付が行われたものとして申立期間直後の昭和 44 年 12 月から 45 年 3 月までの期間を特例納付済期間として処理し、結果として、特殊台帳において、申立期間が未納とされるなど、重ねて事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間を含む昭和 44 年 10 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料の納付を行った際に居住していた町の国民年金被保険者名簿には、申立期間の保険料が納付済みと記録されており、申立人が転居した先の複数の市町村の被保険者名簿においても、当該期間の保険料が納付済みと記録されていることが確認できることから、必要な保険料が後に納付されていたと考えるのが自然である上、当該期間の保険料が還付された事実をうかがわせる記録は見当たらないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、時効により保険料を納付することができないことを理由として、当該期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年1月から12年10月まで、13年1月から14年3月まで、同年5月から16年2月までの標準報酬月額について、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成12年11月26日から13年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、平成15年12月19日に係る標準賞与額について、別紙の標準賞与額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月1日から平成12年11月26日まで
② 平成12年11月26日から13年1月1日まで
③ 平成13年1月1日から15年4月1日まで
④ 平成15年4月1日から16年3月1日まで
⑤ 平成18年4月1日から21年4月1日まで
⑥ 平成15年12月19日

私は、A社に昭和59年7月16日から平成21年3月31日までの期間

において継続して勤務していたが、申立期間③から⑥までについて、厚生年金保険の記録では、同社の関連会社の被保険者となっている。

今回、同僚の年金記録の申立てに係る照会文書が送られてきたため、改めて自身の年金記録を確認した結果、申立期間①の標準報酬月額は、当時実際に支給されていた給与支給額よりも低く記録されている上、申立期間②は厚生年金保険被保険者期間となっていない。また、申立期間③については、B社から給与は支給されていたが、申立期間①と同様に給与明細書の支給額と標準報酬月額は相違している。申立期間④については、給与明細書は同社となっているが、厚生年金保険の記録はC社の被保険者となっており、標準報酬月額も給与支給額と相違している。申立期間⑤については、給与明細書の支給額と標準報酬月額は相違している。申立期間⑥については、賞与明細書の支給額と標準賞与額の記録が相違しているので、調査の上、申立期間①から⑥までの厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、③、④、⑤の標準報酬月額の相違及び申立期間②の被保険者期間の相違並びに申立期間⑥の標準賞与額の相違について、記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（賞与については、標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与については、賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（賞与については、標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、給与明細書及び確定申告書がある平成元年1月から12年10月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び確定申告書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和59年11月から63年12月までについて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、A社は既に解散していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間①のうち、昭和59年11月から63年12月までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立期間①のうち、昭和 59 年 11 月から 63 年 12 月までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の申立期間①のうち、平成元年 1 月から 12 年 10 月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の所持する給与明細書及び確定申告書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、A社の事業主は、給与明細書及び確定申告書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持する給与明細書により、申立人は当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成 12 年 11 月分及び同年 12 月分の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、34 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日が、雇用保険の加入記録における離職日と符合しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を資格喪失日（離職日）として記録したとは考え難いことから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 12 年 11 月及び同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③のうち、平成 13 年 1 月から 14 年 3 月まで、同年 5 月から 15 年 3 月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

一方、申立期間③のうち、平成 14 年 4 月については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間③のうち、平成13年1月から14年3月まで、同年5月から15年3月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、B社の事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人の当該期間の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、C社の事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、申立人の平成15年12月19日の標準賞与額は、申立人が所持する賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万1,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡しているため調査ができない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、C社の事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤のうち、平成18年4月から20年8月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書（平成18年4月から同年11月までの期間及び19年3月から20年8月までの期間）において確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間⑤のうち、平成20年9月から21年3月までの標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

したがって、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料をC社の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別紙

「標準報酬月額及び標準賞与額一覧表」

申立期間①、③及び④

期 間	標準報酬月額
平成元年 1月から2年9月まで	30万円
平成2年 10月から3年9月まで	32万円
平成3年 10月から5年9月まで	36万円
平成5年 10月から6年9月まで	44万円
平成6年 10月から7年9月まで	34万円
平成7年 10月から8年9月まで	36万円
平成8年 10月から10年12月まで	38万円
平成11年 1月及び同年2月	41万円
平成11年 3月	36万円
平成11年 4月	28万円
平成11年 5月から同年9月まで	41万円
平成11年 10月から12年10月まで	34万円
平成13年 1月から同年10月まで	34万円
平成13年 11月から14年3月まで	44万円
平成14年 5月	32万円
平成14年 6月	38万円
平成14年 7月	36万円
平成14年 8月及び同年9月	41万円
平成14年 10月	44万円
平成14年 11月から15年3月まで	32万円
平成15年 4月から同年6月まで	41万円
平成15年 7月から16年2月まで	32万円

申立期間⑥

期 間	標準賞与額
平成15年12月19日（賞与）	30万1,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年7月3日から32年11月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月3日から33年5月頃まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、C県に所在したD事業所（厚生年金保険の適用事業所はA事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る供述内容は、文献等の記述とおおむね一致していることから、退職時期は特定できないものの、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和31年7月3日とされているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、申立人の同事業所における資格喪失日より後の同年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われた旨が記録されている。

さらに、上記旧台帳には、申立人のA事業所における資格喪失日が記載されていない上、「昭和32年9月30日切替」と押印され、同日時点における申立人の過去の被保険者期間及び標準報酬月額の集計が記録されていることを前提とすると、申立人が31年7月3日に厚生年金保険の被保険

者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらのことについて、日本年金機構E事務センターは、「旧台帳の記載内容から判断すると、申立人は、少なくとも昭和32年10月1日時点においてA事業所において厚生年金保険の被保険者であったと認められる。また、当該台帳には被保険者資格喪失日の記載が無いことから、申立人の被保険者期間は、旧台帳の切替日である同年9月30日以降も継続していたと考えられる。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、少なくとも昭和32年10月において、A事業所における厚生年金保険被保険者として在籍していたことが認められるところ、被保険者資格喪失日が不明なことから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年11月1日とすることが妥当である。

なお、昭和31年7月3日から32年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA事業所における31年6月及び同年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和32年11月1日から33年5月頃までの期間について、申立人が名前を挙げた同一部署に所属していた1名の同僚は、連絡先不明のために照会ができず、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間における被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B事業所は、「申立人に係る資料を保管していないため、申立人の在籍等を確認することができない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立人は、昭和33年6月1日にF事業所において被保険者資格を取得しているところ、申立人は、「D事業所を退職後、すぐにはF事業所に就職していない。」と供述している。

加えて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
私は、昭和41年9月1日にA社に入社し、平成15年に同社の後継事業所であるB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人へ宛てた「厚生年金記録の申し立てのご案内」から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社（現在は、B社）に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日（現在は、「昭和41年11月1日」となっている。）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員C社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した

41名全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年11月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
私は、昭和41年4月1日にA社に入社し、平成18年に同社の後継事業所であるB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人へ宛てた「厚生年金記録の申し立てのご案内」から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社（現在は、B社）に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日（現在は、「昭和41年11月1日」となっている。）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員C社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した

41名全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年11月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月1日から4年1月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から4年1月1日まで
② 平成4年1月1日から10年2月28日まで
③ 平成10年2月28日から11年1月1日まで

A社の元社員の標準報酬月額が下がっているという話を聞き、自身の記録を確認したところ、申立期間①及び②の標準報酬月額が下がっていることが分かった。申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、申立期間③においても勤務していたので、申立期間③を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成5年3月8日付けで、遡って30万円に引き下げられており、申立人を除く4名についても標準報酬月額が遡って訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該期間において同社の取締役であることが確認できるが、複数の元社員は、「社会保険事務は本社において一括で行っていたが、申立人は本社ではなく、B市の事業所でほかの従業員と同一の業務に従事していた。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に

係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間②及び③について、オンライン記録において、平成 4 年 1 月から 8 年 9 月までは 30 万円、8 年 10 月から 10 年 9 月までは 32 万円と記録されていた標準報酬月額を、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 11 年 2 月 28 日）より後の、同年 3 月 8 日付けで、10 年 10 月の定時決定を取り消し、遡って、4 年 1 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 10 年 1 月までは 9 万 2,000 円に引き下げ、資格喪失日を 10 年 2 月 28 日とする旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A 社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成 7 年 1 月 5 日付けで代表取締役就任していることが確認でき、当該処理は申立人が代表取締役就任後に行われた処理であることが確認できる。

また、申立人は、「社長就任後、経理担当者から頼まれ、社会保険事務所に社会保険料の支払猶予をお願いしに行った。」と供述しており、申立人は A 社の代表取締役として、当該期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理及び資格喪失手続に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は A 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理及び資格喪失に係る処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間②については厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を、申立期間③については厚生年金保険の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
私は、昭和41年9月1日にA社に入社し、平成15年に同社の後継事業所であるB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された勤務記録カード及び退職手当試算表から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日にA社からC社（現在は、B社）に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日（現在は、「昭和41年11月1日」となっている。）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員C社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した

41名全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年11月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
私は、昭和41年9月1日にA社に入社し、44年に同社の後継事業所であるC社（現在は、B社）を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人へ宛てた「厚生年金記録の申し立てのご案内」から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日（現在は、「昭和41年11月1日」となっている。）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員C社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した

41名全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年11月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年11月1日から8年9月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成8年9月30日から同年12月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年9月から同年11月までの標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月1日から8年9月30日まで
② 平成8年9月30日から同年12月1日まで

私が勤務していたA社の標準報酬月額が9万2,000円になっていると日本年金機構より連絡があった。申立期間当時の給与額は、50万円を超えており、年金の記録を見ると実際の給与額より低くなっているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、資格喪失日が平成8年9月30日と記録されているが、資格喪失日以降も同社に継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額が、当初53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年12月1日。以下「全喪日」という。）より後の同年12月6日付けで、遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く3名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認でき、社会保険事務

所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当時の事業主から、「申立期間当時は、経営が苦しかったため、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所と相談して私の厚生年金保険料で滞納額を解消する処理を行った。」との供述を得ている。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当時、取締役であったことが確認できるが、当時の事業主は、申立人は、事務所開設のために申立人の氏名を借りたことはあったかもしれないが、経営には関与していなかったと供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、当初、平成8年12月1日とされていたところ、同社の全喪日より後の9年2月12日付けで、8年9月30日に遡って訂正されていることが確認できる上、申立人を除く10名についても同様に遡った訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本から当時、取締役であったことが確認できるが、当時の事業主は、申立人は、事務所開設のために申立人の氏名を借りたことはあったかもしれないが、経営には関与していなかったと供述していることから、申立人は、当該訂正処理に関与していないと認められる。

加えて、当時の事業主から、「申立期間当時は、経営が苦しかったため、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所と相談して私の厚生年金保険料で滞納額を解消する処理を行った。」との供述を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年9月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年12月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで
私は、昭和41年9月1日にA社に入社し、平成7年に同社の後継事業所であるB社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された勤務記録カードから、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に、A社からC社（現在は、B社）に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和41年10月30日（現在は、「昭和41年11月1日」となっている。）に厚生年金保険の適用業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。しかし、B社は、「A社の解散時に雇用していた職員については、全員C社の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、同年10月30日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した

41名全員がC社の厚生年金保険の新規適用日である同年11月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和60年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月16日から同年9月1日まで
私は、昭和46年3月15日から平成20年11月30日で定年退職するまでC社に勤務していた。昭和60年8月16日付けで、A社B支店から、D社E支店に転勤した際の同年8月の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社保管の人事台帳及びF社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ企業に継続して勤務し（昭和60年8月16日にA社B支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、F社は、月の途中での異動があった場合の被保険者資格得喪日は、異動月の翌月1日とする取扱いであった旨の回答をしていることから昭和60年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和60年7月のオンライン記録から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和60年8月16日となっており、離職日が同じであることから公共職業安定所及

び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月

私は、平成12年4月に区役所で、国民年金の加入手続及び学生納付特例の申請を行った。学生納付特例の申請を行った際に、申立期間の免除の申請を行わなければならなかったのならば行ったはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生納付特例の申請を行った際に、免除の申請を行わなければならなかったのならば行ったはずであると主張しているが、申立人は、申立期間の免除の申請を学生納付特例と同時に行った具体的な記憶は無く、申立期間当時の記憶が明確でないことから、免除の申請手続の状況が不明である。

また、申立人は、免除の承認通知を受け取った記憶が無い上、申立人の父親も申立人が国民年金の免除の申請を行うに当たり、確認が必要とされる所得金額を告げたとする具体的な記憶は無いと述べている。

さらに、申立人と同じく平成12年*月に申立人の居住していた区で成人した者を調査したところ、同年4月に学生納付特例を申請している者が29名みられるものの、同年同月に免除の申請を同時に申請している者はおらず、当該区役所において、同年同月に学生納付特例を申請した者に対して免除申請の勧奨を行っていたとは考え難く、行政における説明が不足していたことは否めないものの、申立人が国民年金保険料の免除申請を行ったとは認めることはできない。

加えて、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき収納事務の電算化が図られていた状況下において、申

立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたことを示す関連資料（控え等）が無く、ほかに申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6652（事案 4431 及び 5454 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成元年 8 月までの期間、3 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 4 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年 5 月から 8 年 3 月までの保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月から平成元年 8 月まで
② 平成 3 年 4 月から同年 7 月まで
③ 平成 3 年 9 月から 4 年 4 月まで
④ 平成 4 年 5 月から 8 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 2 月に会社を退職したときに区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、平成 3 年に二度会社を退職した際に、その都度自分で厚生年金保険から国民年金への切替続を行った。申立期間①から③までの国民年金保険料については、母親が納付していたはずであり、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間④の国民年金保険料については、同居していた母親が納付していたが、私又は妻も当該期間の保険料を納付していたので、重複納付してしまったので保険料を還付してほしい旨、申立てを行ったが、申立期間の記録の訂正は認められなかったため、後日、年金事務所で確認してもらったところ、オンライン記録では平成 5 年度の保険料が現年度納付となっているが、市で保管していた国民年金被保険者名簿では過年度納付となっており、納付記録が異なっていることが分かったので、平成 6 年及び 8 年の確定申告書（控）を添えて再調査してほしい旨、前回、再申立てを行ったが、申立期間の記録の訂正は認められなかった。

今回、年金事務所で調査してもらったところ、年金手帳の国民年金手帳記号番号の下に記載されている「初めて被保険者となった日 昭和 62 年 2 月 1 日」と記載されているが、同手帳の国民年金の記録（1）には「被保険者となった日 昭和 61 年 2 月 1 日」と記載されていることが確認でき、

同事務所から記録が無ければおかしいと指摘された。

また、そのほかにも年金事務所の記録によると、私の国民年金手帳記号番号の払い出された記録では私の氏名及び同手帳記号番号の払い出された場所並びに前回申立てを行った国民年金保険料の納付記録の齟齬など、私に係る行政側の記録には複数の不備があるにもかかわらず、記録が訂正されないことに対し納得できないので、再再度申立てることとした。

今回、新たな資料として、私の年金手帳の写しを提出するので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、従前、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付し、申立期間④については、その母親及び申立人又は申立人の妻が保険料を重複納付していたと主張しているが、申立期間①から④までの保険料を納付していたとするその母親から証言を得ることはできないことから、保険料の納付状況が不明である上、申立期間④については、既に納付済みとなっている当該期間の納付書が重複して発行されたとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、平成 5 年度の国民年金保険料の納付記録が、オンライン記録では現年度納付となっているが、被保険者名簿では過年度納付となっていることから、申立期間当時の行政側の事務処理に不備があったのではないかと主張しているが、申立人のオンライン記録及び国民年金被保険者名簿のいずれも同年度の保険料は納付済みとなっており、申立期間当時の事務処理との因果関係は無いものと考えられ、新たに提出された平成 6 年及び 8 年の確定申告書（控）についても、当該期間の保険料を重複納付していたことを示す記載は無いことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、再度、当委員会の決定に基づき平成 23 年 4 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、年金手帳の国民年金手帳記号番号の下に記載されている「初めて被保険者となった日 昭和 62 年 2 月 1 日」と記載されているが、同手帳の国民年金の記録（1）には「被保険者となった日 昭和 61 年 2 月 1 日」と記載されていることや、申立人の手帳記号番号が払い出された場所の違い、並びに氏名の誤り及び前回申立てを行った国民年金保険料の納付記録の齟齬など、行政側の記録には複数の不備があるにもかかわらず、記録が訂正されないことに納得できないと主張しており、申立人の所持している年金手帳には、住所、氏名、手帳記号番号及び種別は申立人の

ものと一致しているものの、国民年金手帳記号番号の下に記載されている「初めて被保険者となった日 昭和 62 年 2 月 1 日」については、主張どおり誤った日付が記載されており、当時、行政側において何らかの過誤により申立人の資格取得日の記載誤りがあったことが考えられるが、申立人の手帳記号番号は平成 6 年 5 月に払い出されたことが認められ、当該誤記はその際に記入されたものと考えられ、同手帳の資格記録の記載をもって申立期間の保険料が納付されたものとする考えはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された場所の表記の違いについては、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて払出先の誤りが認められるものの、平成 6 年当時、申立人が居住していた区を管轄した社会保険事務所（当時）の払出簿においては、手帳記号番号は申立人の居住する区に払い出されていたことが確認できることから、同年当時の払出しに関しては、適切な事務処理であったことが推認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号の払出記録に係る氏名の誤記載に起因して、基礎年金番号に統合されていない記録がほかにあるのではないかと主張していることから、申立期間①当時の国民年金手帳記号番号の払出記録から、申立人に別の手帳記号番号が払い出されているか否かについて、氏名の読み方を広げての検索及び欠番の検索を行ったが、当時、申立人の居住していた区内に別の手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらなかった。

本件については、行政側に複数の事務処理の誤りが認められ、このことが申立人に不信感を抱かせ、当委員会への申立てに至らしめたものと考えられるものの、上記記載のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付したとするまでの事情とは認められない。

また、口頭意見陳述を行った結果でも、申立期間の国民年金保険料を納付したという心証を得ることができず、そのほかに委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①から③までの保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間④の保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から51年3月まで

私は、何年頃か具体的な記憶は無いが、国民年金の加入手続を行った。昭和49年2月から51年3月までの間に社会保険事務所（当時）に行った記憶があるが、同年頃に加入手続を行ったのであれば、加入した時点で遡って一括して国民年金保険料を納付することが可能な期間までの保険料を私が納付しているはずである。

私は、国民年金に加入しているにもかかわらず、国民年金保険料を未納にすることは考えられない。アルバイト期間中であった昭和53年3月頃から再就職するまで、きちんと保険料を納付していることから明らかである。

私は、付加年金に加入した昭和51年4月にも、未納期間を指摘されたり、督促を受けた記憶も一切無い。元々、私の国民年金の加入記録は、全て欠落から復活しており、単に納付した記録が無いということで未納とされていることに納得できない。

未納であるとの証明ができる根拠があれば明示していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年頃に国民年金の加入手続を行ったのであれば、申立人が申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付しているはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶や、保険料の納付方法及び保険料額について具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿において、申立期間直後である昭和51年4月以降の期間の国民年金保険料につ

いては、現年度納付済みと記録されているものの、同じく現年度納付が可能であった昭和 50 年度についての保険料を納付した形跡が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

私は、昭和48年7月21日に、勤務していた会社を退職し、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同年10月16日に別の会社に勤務するまでの間、同市役所の窓口で、納付書を添えて、国民年金保険料を納付した。領収証を渡されたかどうかについては、よく覚えていないが、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が現在住んでいるB市の国民年金被保険者名簿によると、54年1月9日に同市で任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の所持する年金手帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、昭和48年7月に申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った形跡が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6655 (事案 1729 及び 3436 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 55 年 3 月まで

昭和 55 年頃、世間で、国民年金保険料を一括納付することができる最後の機会であると騒がれていた。

私は、その頃まで、国民年金に加入していなかったが、知人が、一括納付する制度を利用して国民年金保険料を納付したということを知っていた。

私は、将来、年金がもらえなくなると困ると思い、一括納付の期限（昭和 55 年 6 月 30 日）が近づいていたため、月末で仕事が忙しいにもかかわらず、同年同月末頃に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、同時に、申立期間の国民年金保険料を遡って、一括して納付した。

区役所で一括納付した国民年金保険料の金額は、60 万円程度であったと思う。

そのときに、申立期間の国民年金保険料の領収書は受け取っていないと思うが、保険料を一括納付した記憶は確かであり、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

前回及び前々回の委員会の判断に納得できないため、申立期間の国民年金保険料を納付したことを証する資料を添付して、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、当初の申立てにおいて、口頭意見陳述を実施しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする心証を得ることができなかつたことなどから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の通知を受けた後、特例納付の納付期限に間に合うように国民年金の加入手続を行いながら、特例納付しなかったとするのは不自然であること、知人は申立人が特例納付したことをはっきり知っていることなどを主張し、再度申立てを行っているが、その際の口頭意見陳述において、申立人が特例納付したことを知っているとする知人から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける具体的な証言を得ることができないなどのことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、当該期間の保険料を納付したことを示す新たな資料の提出も無いため、再度、当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

2 年金記録確認第三者委員会に、従前の申立てと同様の内容について再度申立てがなされた場合、従前提出された資料のほかに提出された資料及び情報が、当委員会の当初の決定を変更すべき資料及び情報に当たるか否かについて判断することとなるが、ここにいう「当初の決定を変更すべき資料及び情報」とは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することができた状況にあったということだけではなく、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせるようなものであることが求められる。

3 今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを証する新たな事情として提出した資料及び情報のうち「国民年金未納保険料のお知らせ」（以下「未納通知」という。）について、申立人は「昭和 55 年 6 月末頃、A 年金事務所において年金に加入した直後、例えば、昭和 55 年 7 月に送付されていたであろうことが想定できる」ため、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付した後に、当該未納通知が行き違いで申立人に届いた可能性があることなどを指摘している。しかし、申立人が当委員会に提出した資料のうち、当該未納通知についての年金事務所から申立人に対する回答書面には「未納期間が昭和 54 年のお知らせですので、保険料の納付期限と保険料納付に係る時効から、昭和 55 年 5 月から昭和 56 年 4 月の間であることは間違いないところでございます。」と記載されており、申立人に対しての送付時期については「『不明』であり、お答えできない状況です。」とされているにとどまっている。当該未納通知には、発行日の記載及び消印は無く、当該回答のとおり、その発送時期について特定することはできないことから、当該通知が、上述の期間のうちの特定された一定の時期に発送されたものであると考えることもできないため、申立人が主張するように「昭和 55 年 6 月末頃、国民年金に加

入した直後、例えば、同年7月に送付されたであろうことが想定できる」と解釈することはできず、当該未納通知が行き違いによって送付されたものであると断定することもできない。したがって、申立人に当該未納通知が発送されていたこと、あるいは、当該未納通知に「すでに、保険料を納付されている場合は、行違いですのでご容赦ください。」と記載されていることをもって、申立人が申立期間の保険料を納付したとする事情に当たるものと判断することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを証する新たな事情として、自身が当該期間の保険料を一括して納付したとする当時に、区役所で年金事務を担当していた職員に対して行った質問に対する同職員からの回答書面を、当委員会に提出している。申立人は、当該書面は「B区役所で特例納付分及び過年度分を現金で受け取っていなかったとまでは断言できない」という意味合いのものであり、当該期間の保険料を納付した可能性を否定できないと主張している。しかし、当該書面には、特例納付分及び過年度納付分の保険料を現金で受領していたか否かについては、選択肢の「ハッキリ覚えていない」に○が付されているのみであり、当該書面の内容は、当該保険料を現金で受領していたか否かのどちらであるかについて、はっきりとは分からないという趣旨であるにとどまり、申立人が主張するように解釈することは困難である。

さらに、申立人が当委員会に提出した、その知人により「証言」と表題を付けられ作成された書面には、「(申立人が)特例納付の手続をして来たと言う事を、1週間か10日位後に本人から聞いた事はまちがい有りません。」と記入されているのみであり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期、場所、方法、金額等に関する具体的な内容は含まれておらず、口頭意見陳述においても、その知人からは、上述の具体的な内容に関する供述は得られなかった。このため、その知人による当該書面及び口頭意見陳述における供述をもって、申立人が当該期間の保険料を納付したことが認められる事情に当たると判断することはできない。

上述の状況を踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと認められるためには、申立人が当委員会に提出した資料及び情報のうち、上述に掲げた以外の資料及び情報により判断されることとなるが、当該資料及び情報については、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことに加え、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、当該期間の保険料を納付していたとするまでの心証を得ることができず、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、納付したとする国民年金保険料を、区職員が横領した可能性について言及しているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当該事実があったか否かについて調査する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 58 年 3 月まで

私は、所持している年金手帳に、初めて被保険者となった日として記載されている昭和 54 年 5 月 1 日頃に、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市同区及びその後の転居先である C 市で、納付書により納付していた。

国民年金の保険料を納付した事実を確認できる領収証等はないが、当時の家計簿に保険料を納付した金額と日付が記録されている上、A 市 B 区役所の職員から、保険料を納付することで、申立期間が納付済期間になるとの説明を受けたことを記憶しているにもかかわらず、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持している年金手帳に、初めて被保険者となった日として「昭和 54 年 5 月 1 日」と記載されていることから、その頃に区役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から 60 年 5 月頃と推認できることから、申立人の主張と一致しない。

なお、上記年金手帳に初めて被保険者となった日として記載されている日付は、国民年金の加入手続日及び国民年金保険料の納付開始時期にかかわらず、制度上、強制加入期間を遡って資格取得した日を示すものであり、加入手続日及び保険料納付時期の初日を示すものではない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 60 年 5 月頃の時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することがで

きない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて、同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の際に、区役所の職員から、今後納付する国民年金保険料で、申立期間が未納期間ではなくなる旨を説明されたので、家計簿に記載されている保険料を納付したと主張しているところ、申立人が加入手続を行ったと推認される昭和60年5月の時点において、過年度納付することが可能であった58年4月から60年3月までの保険料は、オンライン記録では納付済みとなっている上、当該家計簿に記載されている保険料納付額の合計（23万2,580円）は、オンライン記録において納付済みとなっている当該期間を含む58年4月から61年4月までの保険料額の合計と合致することから、申立人が、加入手続の際に、区役所の職員から、今後納付する保険料で、申立期間が未納期間ではなくなる旨を説明されたのは、58年4月から60年3月までの過年度納付についての説明であったと考えるのが自然である。

加えて、上記家計簿のほかに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その上、申立人は、口頭意見陳述において、当時の窓口の担当者から、時効の制度について説明が無く、未納期間について間違った説明を受けることとなった旨を述べているところ、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無等について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、記録誤りの原因究明や責任追及を行う機関ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年9月まで

私は、昭和50年3月に村役場で転入届を提出した際に、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、村役場から送付されてきた納付書により村役場若しくは郵便局で納付していたか、又は、同年10月に転居した先の住所地でまとめて納付した。保険料額については憶^{おぼ}えていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月に村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、村役場から送付されてきた納付書により納付していたと主張しているが、申立人は、年金手帳の交付、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和56年10月頃と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成4年3月11日に追加されたことがオンライン記録により確認できることから、その時点まで当該期間は国民年金の未加入期間であったものと推認され、申立人に対して当該期間に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に、両親が国民年金に加入していたので、私も加入した方がよいということから、母親が毎月来ていた集金人に自宅で加入手続をしてくれた。それ以来母親が両親と私の保険料を毎月集金人に支払い、領収書をもらっていた。申立期間の領収書は無いが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 55 年*月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、毎月来ていた集金人に保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、毎月来ていた集金人に自宅で申立人の国民年金の加入手続をしたが、加入してすぐには年金手帳が交付されることはなく、後になって送られてきたと述べている上、申立期間当時の保険料額を覚えていないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された年月日が、同事務所保管の払出簿から昭和 58 年 7 月 1 日であることが確認できること、及び国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続は、同年 11 月頃に行われたことが推認でき、加入手続時期について、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和 58 年 11 月時点において、申立期間のうち、56 年 10 月から 58 年 3 月までは過年度納付できる期

間であったものの、申立人の母親は、毎月集金人に納付しており遡って納付したことはないと述べている上、55年1月から56年9月までの保険料は時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間の前後を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 51 年 5 月までの期間及び 59 年 8 月から 60 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 51 年 5 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 60 年 1 月まで

申立期間①について、私は、昭和 41 年 6 月頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、20 歳になったときから加入手続きを行うまで未納となっていた国民年金保険料を集金人に遡って納付し、その後の保険料については、毎月、国民健康保険料と一緒に集金人に納付していた。

申立期間②について、私の夫は、昭和 61 年 10 月に、私の国民年金第 1 号被保険者への種別変更手続きを社会保険事務所（当時）で行った。その際に、事務所の職員から私に国民年金保険料の未納期間があることを教えられたので、過去に遡って保険料を納付することができる期間について納付書を発行してもらい、夫が保険料を納付した。

申立期間①及び②が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 41 年 6 月頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、20 歳になったときから加入手続きを行うまで未納となっていた国民年金保険料を集金人に遡って納付し、その後の保険料については、毎月、国民健康保険料と一緒に集金人に納付していたと主張しているが、集金人に過年度保険料を納付することはできない上、当該期間当時、申立人が居住していた区では、国民年金保険料と国民健康保険料は別々の推進員が収納していたことから、申立人の主張と当時の国民年金保険料の納付方法には相違がみられるとともに、申立人は、過年度保険料等の納付金額についての記憶が

明確ではない。

また、申立期間②について、申立人は、その夫が昭和 61 年 10 月に申立人の国民年金第 1 号被保険者への種別変更手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の種別変更手続きを行い、保険料を納付したとするその夫は、保険料を納付した期間、保険料の納付金額、納付時期等についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である上、夫についても、当該期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 6 月に払い出され、同年 4 月に国民年金の被保険者資格を取得していることが、申立人の所持する年金手帳により確認できることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から2年3月まで

私は、会社を退職した後の平成元年2月頃に市役所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続と私の妻の国民年金第1号被保険者への種別変更手続を一緒に行った。国民年金保険料については、毎月自宅に来ていた自治会の集金人に妻の分と一緒に納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年2月頃に市役所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続及びその妻の国民年金第1号被保険者への種別変更手続を一緒に行い、国民年金保険料については、毎月自宅に来ていた自治会の集金人に妻の分と一緒に納付していたと主張しているが、妻の同年同月の国民年金被保険者資格取得の記録は、8年7月に追加されたことがオンライン記録により確認できる上、妻の保険料収納状況一覧表によると、保険料の納付方法は自治会納付ではなく、個人納付となっていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日は昭和56年4月13日となっており、申立人が所持している年金手帳には、平成元年2月に申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡が無いことから、申立期間は国民年金に未加入で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月から48年4月まで

私は、昭和47年3月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、失業保険の給付金の中から納付期限までに金融機関の窓口で納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、失業保険の給付金の中から金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、年金手帳の交付、保険料の納付場所、納付金額等についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成17年4月1日となっていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、基礎年金番号制度が導入された9年1月前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年頃から 45 年頃まで

私は、昭和 43 年頃から 45 年頃まで E 県 C 駅の近くにあった A 社の現場事務所で D 職の仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査して、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同郷の同僚として名前を挙げた者は、「勤務時期及び事業所名称は記憶していないものの、E 県の現場事務所において、申立人が D 職として勤務していた記憶がある。」と述べていることから、期間の特定はできないものの、申立人が C 駅付近に所在した A 社の現場事務所で D 職として勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立期間において、A 社の名称では厚生年金保険の適用事業所は確認できず、申立人が同社の事業主であったとして名前を挙げた者及び上記同僚以外の同僚として名前を挙げた者は、いずれも申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが確認できない。

また、上記の同郷の同僚は、「私は、季節労働者として勤務し、その時は国民年金に加入していた。」と証言している。

さらに、雇用保険被保険者記録照会によっても、申立期間における申立人の雇用保険加入記録は確認できない。

加えて、申立人が A 社があったと記憶する所在地を管轄する法務局の商業登記の記録において、「A 社」という名称の法人が昭和 53 年に設立されたことが確認できるものの、同社は既に解散しており、事業主も所在不明である上、申立人が、当時同社は、B 社の下請業務を行っていたと述べていることから、同社に照会したものの、同社は、「当時の資料が無いた

め、当時における当社の下請業務を行っていた事業者名は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 26 日から 52 年 6 月まで

私は、昭和 50 年 6 月から 52 年 6 月まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録によると申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても、A社に継続して勤務していたと述べている。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の記録によると、事業所名は不明であるものの申立人は、昭和 50 年 6 月 16 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、51 年 8 月 25 日に離職していることが確認でき、オンライン記録と符合する。

さらに、A社が昭和 51 年 1 月 1 日から加入していたB厚生年金基金は、「申立人に係る加入記録によると、申立人は、A社が当基金に加入した日と同日の 51 年 1 月 1 日に当基金の加入員資格を取得し、同年 8 月 26 日に加入員資格を喪失している。」と回答しており、申立人の同社に係る厚生年金基金加入員資格の喪失日は、オンライン記録と一致する。

加えて、同僚調査においても、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7648 (事案 5091 の再々申立て、事案 7334 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月1日から39年9月1日までの期間、41年2月頃から同年10月頃までの期間及び42年2月頃から46年7月26日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月1日から41年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から39年9月1日まで
② 昭和39年9月1日から41年1月1日まで
③ 昭和41年2月頃から同年10月頃まで
④ 昭和42年2月頃から46年7月26日まで

厚生年金保険の記録によると私がA社、C社及びD社に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社に勤務した期間の標準報酬月額が低く記録されていたため、記録の訂正を求めたが、認められなかった。私がA社、C社及びD社に勤務した期間は事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた。また、B社では事業主から引き抜かれ、給料が2万5,000円から3万円ぐらいまで上がっていた。前回、申立期間①及び③に係る勤務先の同僚との記念写真を提出するので、申立期間を再度調査し、記録を訂正してほしいと申し立てたが認められなかった。しかし、まだ納得がいかないので、今一度、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立て及び再申立てについては、申立期間①について、申立人の具体的な勤務期間に係る記憶及び申立人が記憶している同僚の氏

名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できるが、事業主は、若い年代の人は厚生年金保険に加入させていなかったと思うと述べている上、申立人が記憶する同僚について、事業主が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は大きく相違していることが上記の被保険者名簿から確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、「私は、入社は早かったが、厚生年金保険に加入するまで年数があり、その間は国民年金に加入し保険料を納付した。」と述べているところ、当該同僚の国民年金保険料の納付記録は、前述の供述とおおむね合致していることが確認でき、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえ、上記の被保険者名簿を見ても当該期間に申立人の氏名が見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人の具体的な勤務に係る記憶及び申立人が記憶する同僚をほかの同僚が記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、当時、C社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同社の顧問税理士事務所は、同社は平成10年3月1日に厚生年金保険に加入したと回答しており、オンライン記録と一致している。

また、上記の税理士事務所は、C社は厚生年金保険に加入する以前は、従業員それぞれが国民年金に加入していたと証言している上、同僚は、「同社は平成10年3月1日に厚生年金保険に加入した。」と証言しているところ、当該同僚は、当該期間において厚生年金保険に加入しておらず、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間④について、申立人の具体的な勤務に係る記憶及び申立人が記憶するD社の事業主が同社の商業登記簿謄本において代表取締役であったことが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当時、D社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、事業主は、「会社を健康保険組合に加入させようとしたが、厚生年金保険に加入することが条件となっているため断念した。従業員はそれぞれが国民年金に加入し、保険料を納付している。現在も、厚生年金保険に加入していない。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、B社に係る標準報酬月額が低く記録されていると申し立てているが、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額で

あり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の標準報酬月額と比較して低額であるとの事情は見当たらない上、同社に係る事業所別被保険者名簿において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られず、事業主は、同社は既に廃業し、賃金台帳等関連資料は保管されていないので申立人の給与について確認することはできないと回答しており、そのほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、申立人は、申立期間①、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。また、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年2月2日付け及び同年12月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①から④までについて、従来の主張を繰り返すのみで、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7649 (事案 4965 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月1日から61年1月6日まで

私は、昭和60年4月中旬にA社に入社し、同年5月から同年7月まで研修を受け、同年8月から正社員となり、厚生年金保険料を控除されていた。しかし、厚生年金保険の記録では、私は、58年10月1日に同社の被保険者資格を取得し、59年3月10日に同資格を喪失したことになる。私が、同社で正社員として勤務したのは、60年8月1日から61年1月5日までの期間なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る勤務実態が確認できないこと、同社B支社が保管する年間退職者リスト(58年度)及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、昭和58年10月1日に同社に入社し、同日に厚生年金保険の資格を取得し、59年3月10日に同資格を喪失したことが確認でき、オンライン記録と一致すること、及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いことなどから、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年1月19日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、当時のA社B支社の上司として新たに2名の名前を挙げているが、2名の上司は、いずれも「申立人のことは知らない。」と回答しており、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

このほかに、申立人から厚生年金保険料の控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず

ないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 30 日から 8 年 11 月 1 日まで
平成 23 年 7 月頃、日本年金機構から届いた「調査協力のお願い」により、申立期間の標準報酬月額が当時支給されていた報酬額より低額であることに気が付いた。
当時は、A社に役員として在籍し、B社にも勤務していた期間であり、A社の報酬額のみで 20 万円あったと記憶している。
調査の上、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額は、当時支給されていた報酬額より低額であり、A社における報酬額は 20 万円であったと主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立てどおりの報酬の支給、保険料控除、届出及び納付内容については不明。」と回答しており、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録及びA社の商業登記簿謄本により、申立期間当時、同社に在籍していたことが確認できる複数の役員に照会したものの、申立人について、申立てどおりの報酬額の支給及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかつた上、回答があった複数の役員は、自身の標準報酬月額について、「当時の報酬額に見合う額である。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 8 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間は、A社のほか、B社の被保険者期間と重

複していたが、16年2月及び同年3月において、重複期間取消のために被保険者期間の補正及び標準報酬月額の合算が行われているところ、当該処理に関する社会保険事務所（当時）の事務処理に不適切な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人は、「A社における報酬は、C銀行又はD銀行（現在は、E銀行）に振り込まれていた。」と申し立てているものの、C銀行は、「申立期間において、申立人の口座に給与振込に該当するものは無い。」と回答し、E銀行は、「申立期間から10年以上経過しているため、申立人の申立期間に係る元帳の写しは無い。」と回答しており、申立人の申立てどおりの報酬の振込みについて確認することができなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間が脱退手当金として支給されていることを初めて知った。年金記録によると、同社を退職した日から約1か月後に脱退手当金が支給されたことになっているが、私には受給した記憶が無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 35 年 11 月 1 日）の前後 5 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者 17 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 名に支給記録があり、うち 9 名が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されているほか、複数の同僚が、「申立期間当時、A社は、勤続期間 5 年に満たない従業員は退職金の支給対象としておらず、脱退手当金を退職金代わりとして扱っていた。このため、脱退手当金の受給資格を持つ女性従業員が退職する際、同社は脱退手当金について説明を行い、請求手続をしていた。」と供述している上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 週間後の昭和 35 年 11 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。